四　所得税法第百四十一条第一項の規定の適用については、同項第一号中「所得税の額」とあるのは「所得税の額（次号において「調整前所得税額」という。）並びに同年分の租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額の合計額」と、同項第二号中「所得税の額」とあるのは「所得税の額（以下この号において「調整所得税額」という。）並びに調整基準所得金額（同年分の租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する基準所得金額から当該控除した純損失の金額を控除した金額をいう。）を同年分の同項に規定する基準所得金額と、調整基準所得税額（調整前所得税額から当該調整所得税額を控除した金額を同年分の同項に規定する基準所得税額から控除した金額をいう。）を同年分の同項に規定する基準所得税額とそれぞれみなして同項の規定を適用して計算した所得税の額の合計額」とする。

5　法第四十一条の十九第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　所得税法施行令第二百五十八条第一項の規定の適用については、同項第二号中「第三節（課税標準、損益通算及び損失の繰越控除）」とあるのは「第三節（課税標準、損益通算及び損失の繰越控除）並びに租税特別措置法第四十一条の十九第二項（特定の基準所得金額の課税の特例）」と、「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに同条第一項に規定する基準所得金額」と、同項第四号中「又は課税山林所得金額」とあるのは「若しくは課税山林所得金額又は第二号の基準所得金額」と、「第二編第三章第一節（税率）」とあるのは「第二編第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項」とする。

二　所得税法施行令第二百六十一条第一号の規定の適用については、同号中「所得税の額から」とあるのは、「所得税の額並びにその年分の租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）に規定する基準所得金額の見積額（退職所得金額に係る部分を除く。）につき同項の規定に準じて計算した所得税の額から」とする。

三　所得税法施行令第二百七十二条第二項の規定の適用については、同項中「計算した所得税の額」とあるのは「計算した所得税の額並びに同年分の租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）に規定する基準所得金額（以下この項において「基準所得金額」という。）及び同条第一項に規定する基準所得税額並びに同項の規定による所得税の額」と、「課税山林所得金額に」とあるのは「課税山林所得金額並びに基準所得金額に」と、「とみなし」とあるのは「並びに基準所得金額とみなし」とする。

6　前二項に定めるもののほか、法第四十一条の十九第一項の規定の適用がある場合における所得税法第百十二条第一項の規定により提出する申請書の記載その他法第四十一条の十九第一項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第二十七条の三第一項を削り、同条第二項中「を、その者の」の下に「同条第三項に規定する」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第二十七条の四第三項中「第三十二項第一号」を「第二十四項第一号」に、「第三十二項第三号」を「第二十四項第三号」に改め、同条第六項中「当該各号に掲げるもの」の下に「（当該役務の開発を目的として、第一号イの方法によつて情報を収集し、又は同号イに掲げる情報を取得する場合には、その収集又は取得を含む。）」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「前号の収集に係る情報又は同号の取得に係る」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いる方法によつて収集された情報

ロ　イに掲げるもののほか、当該法人が有する情報で、当該法則の発見が十分見込まれる量のもの

第二十七条の四第六項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第七項第一号中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同条第十項中「法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては恒久的施設を有することとなつた日とし、公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日とし、公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた普通法人又は協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする」を「同条第十九項第四号に規定する設立の日をいう」に改め、同条第十二項中「第二十一項まで」を「この条」に改め、同項第一号中「第二十八項を除き、以下この条」を「以下この項及び次項」に改め、同条第十三項中「。以下この項」を「。以下第十五項まで」に改め、「（以下この項」の下に「及び第十五項」を加え、同条第十四項中「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に、「又は被現物出資法人をいう。以下この項」を「、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。第二号」に改め、「おいて、」の下に「当該法人の当該適用年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に移転試験研究費の額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付があるときは、」を加え、「分割法人等が財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の認定を受けた合理的な方法に従つて当該分割法人等の各事業年度の試験研究費の額を移転事業（その分割等（分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）により分割承継法人等に移転する事業をいう。以下この条において同じ。）に係る試験研究費の額（以下この条において「移転試験研究費の額」という。）と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分しているときは、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てが財務省令で定めるところによりそれぞれの納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたときに限り、当該分割法人等及び分割承継法人等」を「当該法人」に改め、同項第一号イ中「移転試験研究費の額」の下に「（当該書類に記載された金額に限る。ロ及び次項において同じ。）」を加え、同項第二号イ中「もの」の下に「（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）」を、「分割等の日」の下に「（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日の翌日）」を加え、同号ロ中「もの」の下に「（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、基準日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）」を加え、同条第十五項中「分割等の日を含む事業年度（以下この項において「」及び「」という。）」を削り、同条第十六項を次のように改める。

16　前二項に規定する移転試験研究費の額とは、次に掲げる試験研究費の額をいう。

一　その分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人の各事業年度の試験研究費の額を合理的な方法により移転事業（その分割又は現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に移転する事業をいう。以下この号及び第三十二項において同じ。）に係る試験研究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分した場合における当該移転事業に係る試験研究費の額

二　その現物分配に係る現物分配法人の各事業年度の試験研究費の額のうち移転試験研究用資産（その現物分配により被現物分配法人に移転する試験研究用資産（法第四十二条の四第十九項第一号イ(1)に規定する試験研究又は同号イ(2)に規定する政令で定める試験研究の用に供される資産をいい、同号イ(1)に規定する当該固定資産又は繰延資産を除く。）をいう。）の償却費の額

第二十七条の四第十七項から第二十四項までを削り、同条第二十五項を同条第十七項とし、同条第二十六項第一号中「第三十項」を「第二十二項」に、「第二十八項」を「第二十項」に「法人について」を「法人について」に、「第三号」を「第四号」に改め、同号イ中「公益法人等又は内国法人である」を「新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等又は」に、「新たに収益事業を」を「その」に改め、同号ロ中「公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）」を「収益事業を行つていない公益法人等」に改め、同号ハ中「あつて」を「ついて」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十八項第一号」を「第二十項第一号」に、「公益法人等又は内国法人である」を「内国法人である公益法人等又は」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「設立の日をみなした」を「設立の日（第二号イ又はロに掲げる法人については、移行日。以下この号において同じ。）をみなした」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。